

ふるさと 地域づくりニュース

町では2人の集落支援員が、地域を元気にする取り組みを支援する活動を行っています。集落支援員が関わり、各区が地域活性化のために実施している地域の特色を活かした取り組みを紹介します。

【問合せ先】秘書広聴課 ☎029-291-8802（直通）

前田東区

前田東区は、8月20日(木)に区内の「楽楽農園」において畑の除草作業と冬野菜の栽培に向けて土づくりを行いました。

区の活性化を目的に、町の「ふるさと元気づくり推進事業」を活用して3か年の事業に取り組んだ農園は、活発な世代間交流

を育んできました。4年目を迎えた「楽楽農園」は、草花や野菜の栽培・管理作業を通して区内の人々が集まれる憩いの場となりました。

真夏の作業の後は、畑で収穫した西瓜やきゅうりを味わい、互いに労をねぎらい親睦を深めました。



小鶴区

小鶴区は、7月26日(日)に町の「ふるさと元気づくり推進事業」を活用し、サンシティ小鶴団地の畑において、子ども会と合同でかぼちゃの収穫祭を実施しました。

色とりどりの15種類ものかぼちゃはそれぞれに収穫時期を迎え、珍しい品種や大きく成長したかぼちゃに、参加した地域の皆さんは驚き「どう調理したらいいですか?」「美味しい食べ方を教えて下さい。」と自然と会話も弾みました。大きなかぼちゃを抱えた子どもたちも笑顔で楽しいひとときを過ごし、地域の方々や保護者、子どもたちが世代を超えた交流を図りました。



上雨ヶ谷区

上雨ヶ谷区は、8月22日(土)と23日(日)に区の集落センター内で「みんなで創る上雨ヶ谷花の写真展」を開催しました。

本年は、恒例の三世代交流会の開催を新型コロナウイルスの影響で中止し、区内の消防小屋や集落センター花壇を彩る“花”をテーマに写真展を開催し、「三世代・家族で協力して、写真を応募しましょう。」をスローガンに全員参加を呼びかけました。

写真展には、197点の力作が展示されました。展示写真は、来場者による投票で優秀作品を決定するため、会場内は「なかなか選べないね。」「みんなすごいね。」という賑やかな声に包まれていました。



集落支援員にご相談を！

「地域を元気にしたい」、「地域の活性化を図りたい」、「ふるさと元気づくり推進事業を活用したい」という区は、ぜひ集落支援員にご相談ください。一緒に地域の実情に沿った課題解決を目指していきましょう。

集落支援員Facebook更新中!!

茨城町集落支援員が、各地域の活動をFacebookで紹介しています。



茨城町 集落支援員 検索

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している被用者（給与をもらっている）の方への傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に関する特別措置として、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。

※ただし、休職中に勤務先から給与等の支払いがある場合、傷病手当金の全部もしくは一部の支給が制限されます。

▶対象 下記の(1)から(5)の全てに該当する方

- (1) 茨城町国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者の方
- (2) 勤務先から給与等の支払いを受けている方
※青色事業専従者及び白色事業専従者を含む。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状によりその感染の疑いがあり、療養のために労務に服することができなかった期間がある方
- (4) その労務に服することができなかった期間について給与の全額または一部が支払われない方
- (5) 当該労務に服することができない期間が3日以上連続しており、4日目以降が令和2年1月1日から同年12月31日までの間である方

▶支給額 [直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数] × 3分の2 × 日数

※勤務先の証明が必要となります。

※日数とは、労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間で勤務を予定していた日数です。

▶適用期間 令和2年1月1日～12月31日

※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで

※当初、適用期間が9月30日までだったものが、12月31日まで延長されました。

▶申請方法 所定の申請書を保険課に提出してください。

詳細は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 保険課 ☎029-240-7113（直通）

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどの世帯に対して、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を免除または減額する制度があります。

詳細は、下記までお問い合わせください。

- ▶対象 (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯の方
- ① 事業収入等（事業、不動産、山林または給与収入）のいずれかの減少額が、前年のその収入の3割以上であること
 - ② 前年合計所得額が1,000万円以下であること
※介護保険料については、要件に含みません。
 - ③ 減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下であること

【問合せ先】

国民健康保険・後期高齢者医療保険について 保険課 ☎029-240-7113（直通）
介護保険について 長寿福祉課 ☎029-291-8407（直通）